⑩　休日昼間割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ㈠の表に掲げる場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「休日昼間割引」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

㈡　区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添６のうちＤに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ㈡の表に定める場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（（LR＋L’１R’１＋150）×0.5＋L’２R’２）×t

㈱　上記式においてL、L’１、L’２、R、R’１、R’２及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

ハ　適用する期間

平成20年10月14日から平成26年３月31日までとする。

ニ　その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年３月28日から割引を適用する。

⑪　休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日、３日を含む）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率

㈠　普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間並びに別添６のうちＡ、Ｄ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈢を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ただし、平成23年６月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額、区間料金制区間の上記算出後の額又は別添６のうちＤに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

㈡　大都市近郊区間等

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間並びに別添６のうちＢ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈢を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６のうちＢ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈢　普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成23年６月19日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

aLR×0.5×t＋1000＋P×0.5

※ただし、上記式において、aLR×0.5×t又はP×0.5の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。